

平成26年第1回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
1	藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備について	1
2	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	8
3	藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 6
4	藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について	1 9
5	市道路線の認定、廃止及び変更について	2 1
6	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 3
7	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	2 6

このほかの提出議案

議案番号

- 8 平成25年度藤井寺市一般会計補正予算(第5号)について
- 9 平成25年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 10 平成25年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 11 平成25年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 12 平成25年度藤井寺市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 13 平成26年度藤井寺市一般会計予算について
- 14 平成26年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 15 平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 16 平成26年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 17 平成26年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 18 平成26年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算について

19 平成26年度藤井寺市病院事業会計予算について

20 平成26年度藤井寺市水道事業会計予算について

議案第 1 号

藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備について

藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

平成 26 年 4 月 1 日に施行する藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）の趣旨を踏まえ、公の施設の使用及び事務事業における暴力団排除のための措置を講ずるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正)

第1条 藤井寺市立市民総合会館条例(平成14年藤井寺市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(藤井寺市立福祉会館条例の一部改正)

第2条 藤井寺市立福祉会館条例(平成8年藤井寺市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「、支障」を「支障」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第11条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急事態が発生したとき。

第11条に次の1号を加える。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

(藤井寺市立老人福祉センター条例の一部改正)

第3条 藤井寺市立老人福祉センター条例(昭和52年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第6条中「住所を有する者で」を「居住し、かつ、」に、「により」を「の規定により本市の住民基本台帳に」に、「60歳以上の者」を「60歳以上のもの」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「取消し」を「取り消し」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急事態が発生したとき。

第9条に次の1号を加える。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

第9条を第10条とする。

第8条第1号中「みだし」を「乱し、」に改め、同条第3号中「付属」を「附属」に、「器具備品」を「器具備品」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1号を加える。

（利用の許可）

第7条 センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である場合を除く。

（藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である場合を除く。

（藤井寺市営住宅条例の一部改正）

第6条 藤井寺市営住宅条例（平成9年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。第33条第1項第4号において同じ。）でないこと。

第33条第1項に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

（藤井寺市都市公園条例の一部改正）

第7条 藤井寺市都市公園条例（昭和57年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限りに、同項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に支障があると認めるとき。

第4条第7号中「車馬」を「車両」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(4) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる者
(藤井寺市ふじみ緑地条例の一部改正)

第8条 藤井寺市ふじみ緑地条例(平成25年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、前項の許可を与えることができる。

(1) 暴力団(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第3号において同じ。)の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公衆の緑地の使用に支障があると認めるとき。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

(藤井寺市下水道条例の一部改正)

第9条 藤井寺市下水道条例(平成14年藤井寺市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「アからエまで」を「アからオまで」に改める。

第9条第1項第1号中「1名」を「1人」に改め、同項第4号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 暴力団員(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。第17条第2項第3号において同じ。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。第17条第2項第3号において同じ。)

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 暴力団員又は暴力団密接関係者

(藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正)

第10条 藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「名称」の次に「、愛称」を加える。

第6条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第3号において同じ。）の利益にならず、又はそのおそれがないと認めるとき。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第6号まで」を「前条第1項各号」に改める。

第9条第1項第1号中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同項第2号中「による」を「その他」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第10条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

（藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正）

第11条 藤井寺市立市民総合体育館条例（昭和51年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「、器具備品」を「器具備品」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第9条各号を次のように改める。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急事態が発生したとき。

第12条及び第15条ただし書中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第20条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

（藤井寺市立テニスコート条例の一部改正）

第12条 藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3

号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第4条第1項中「次の各号」を「委員会は、次の各号」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急事態が発生したとき。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

（藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正）

第13条 藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

第5条第1項中「使用者が、この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないときは、委員会は」を「委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急事態が発生したとき。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1 藤井寺市立西名阪高架下運動広場の部沢田運動広場の項中「沢田2丁目47番地」を「沢田1丁目47番地」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

教育職給料表を廃止し、これまで教育職給料表の適用があった幼稚園教諭等について、行政職給料表を適用するものである。また、平成18年度から実施の給与構造改革を受けて国や他の地方公共団体が導入したそれ以降の昇格時における給与の格付けの是正制度の本市における採用及びこのことによって生じるラスパイレス指数の増加に応じた給料の減額措置を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を削り、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とする。

附則に次の4項を加える。

（職員の給料の特例）

16 職員（任期付職員採用条例第7条の規定の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）のうち規則で定める者の給料月額は、当分の間、第3条及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年藤井寺市条例第13号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、第3条に定める給料月額（平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受ける職員にあつては、第3条に定める給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額。以下この項において同じ。）から、規則で定める職員の区分に応じ、当該給料月額に100分の6から100分の1までの範囲内で規則で定める減額の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（特定任期付職員の給料の特例）

17 特定任期付職員の給料月額は、当分の間、任期付職員採用条例第7条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から、規則で定める号給に応じ、当該給料月額に100分の6から100分の1までの範囲内で規則で定める減額の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（給料の特例の適用除外）

18 期末手当の額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前2項の規定は、適用しない。勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第16項の規定は、適用しない。

（減額の割合に異動を生じたときの取扱い）

19 第16項又は第17項の適用がなされている間、現に適用された第16項又は第17項に定める割合に異動が生じたときは、異動後の割合は、当該異動を生

じた日の属する月の翌月以後の給料月額について適用する。ただし、当該異動を生じた日が月の初日であるときは、その月以後の給料月額について適用する。

別表第2を削る。

別表第3イを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 以外の 職員	1	328,700	267,700	213,600	145,700
	2	330,800	269,600	215,200	147,500
	3	333,000	271,500	216,800	149,200
	4	335,200	273,400	218,400	150,900
	5	337,400	275,200	220,000	152,600
	6	339,600	277,100	221,700	154,300
	7	341,800	279,000	223,400	156,000
	8	344,000	280,900	225,100	157,800
	9	346,000	282,900	226,800	159,300
	10	348,200	284,800	228,600	161,200
	11	350,400	286,700	230,400	163,200
	12	352,600	288,600	232,100	165,100
	13	354,400	290,600	233,900	167,000
	14	356,400	292,500	235,500	168,900
	15	358,400	294,400	237,100	170,800
	16	360,400	296,300	238,700	172,700
	17	362,400	298,100	240,100	178,200
	18	364,500	299,900	241,700	179,800
	19	366,500	301,700	243,200	181,400
	20	368,600	303,500	244,800	183,000
	21	370,500	305,200	246,300	184,500
	22	372,600	306,900	247,900	186,100
	23	374,700	308,600	249,400	187,700
	24	376,800	310,300	250,900	189,300

25	378,300	312,100	252,400	190,900
26	380,100	313,800	254,100	192,600
27	381,900	315,500	255,800	194,300
28	383,700	317,200	257,500	196,000
29	385,500	318,500	259,200	197,600
30	387,000	320,000	261,000	199,200
31	388,700	321,500	262,800	200,800
32	390,400	323,100	264,600	202,400
33	391,900	324,600	266,100	204,000
34	393,200	325,900	267,900	205,700
35	394,500	327,200	269,700	207,400
36	395,800	328,500	271,500	209,100
37	396,900	329,600	273,200	210,600
38	398,100	330,600	274,900	212,200
39	399,200	331,700	276,600	213,800
40	400,400	332,800	278,300	215,400
41	401,200	338,900	280,000	217,000
42	402,000	340,700	281,700	218,600
43	402,800	342,500	283,400	220,200
44	403,600	344,300	285,100	221,800
45	404,100	346,100	286,800	223,400
46	404,800	348,000	288,500	225,100
47	405,500	349,900	290,200	226,800
48	406,200	351,800	291,900	228,500
49	407,000	353,600	293,400	230,100
50	407,700	355,300	295,000	231,700
51	408,400	357,000	296,600	233,200
52	409,100	358,700	298,200	234,800
53	409,700	359,900	299,600	236,400
54	410,400	361,100	301,100	238,000
55	411,100	362,300	302,600	239,600
56	411,800	363,500	304,100	241,200

57	412,400	364,700	305,500	242,700
58	413,100	365,600	306,800	244,200
59	413,800	366,800	308,100	245,700
60	414,500	367,900	309,500	247,200
61	414,800	369,000	310,800	248,600
62	415,400	370,000	312,100	250,200
63	416,100	371,000	313,400	251,800
64	416,800	372,000	314,700	253,400
65	417,300	372,800	316,100	255,000
66		373,700	316,900	256,400
67		374,600	317,700	257,800
68		375,500	318,500	259,200
69		376,100	319,100	260,500
70		376,900	319,800	261,900
71		377,700	320,500	263,300
72		378,500	321,100	264,700
73		379,000	321,900	265,800
74		379,700	322,200	267,100
75		380,400	322,800	268,400
76		381,100	323,400	269,700
77		381,700	324,000	270,800
78		382,400	324,500	272,100
79		383,100	325,000	273,400
80		383,800	347,800	274,700
81		384,300	348,200	275,900
82		384,900	348,600	277,000
83		385,500	349,000	278,100
84		386,100	349,400	279,200
85		386,700	349,900	280,300
86		387,300	350,300	281,400
87		387,900	350,700	282,500
88		388,500	351,100	283,600

89	389,000	351,500	284,500
90	389,600	351,900	285,200
91	390,200	352,300	285,900
92	390,800	352,600	286,700
93	391,500	353,000	287,500
94	392,100	353,400	288,100
95	392,700	353,800	288,700
96	393,300	354,100	289,300
97	394,000	354,600	290,000
98		355,000	290,500
99		355,400	291,000
100		355,800	291,500
101		356,300	291,700
102		356,700	291,900
103		357,100	292,100
104		357,500	292,300
105		358,000	292,700
106		358,400	292,900
107		358,800	293,100
108		359,200	293,300
109		359,700	293,700
110		360,100	293,900
111		360,500	294,100
112		360,900	294,400
113		361,400	294,800
114			295,100
115			295,400
116			295,700
117			296,000
118			296,300
119			296,600
120			296,900

	1 2 1				2 9 7, 2 0 0
再任用 職員		3 2 7, 0 0 0	2 8 5, 5 0 0	2 5 9, 3 0 0	2 1 3, 5 0 0

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(特定の職務の等級の切替え)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第2の給料表の適用を受けていた者については、施行日以後は改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けるものとする。この場合において、施行日の前日にその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表に掲げられている職務の等級であった職員の施行日における職務の等級(以下「新等級」という。)は、旧等級に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級(同欄に2以上の職務の等級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の等級)とする。
(号給の切替え)
- 施行日の前日において給与条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、旧等級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給に応じて市長が定める。
(給料表の切替えに伴う経過措置の読替え)
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年藤井寺市条例第13号)附則第6項の規定の適用については、施行日以後は、施行日の前日において給与条例別表第2の給料表の適用を受ける職員を含むものとする。

附則別表(附則第2項関係)

職務の等級の切替表

旧等級	新等級
1等級	2等級
2等級	3等級

3 等級	4 等級
	5 等級
	6 等級
	7 等級

議案第3号

藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

乳幼児の通院助成の対象者について、現行の小学校就学前までから小学校卒業までに拡大し、併せて題名の変更を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例

第1条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「乳幼児」を「児童等」に、「6歳」を「12歳」に改め、同条第2号中「児童」を「生徒」に、「乳幼児」を「児童等」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第3号中「乳幼児又は児童」を「子ども」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子ども 児童等及び生徒をいう。

第3条第1項中「本市で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の」に、「乳幼児又は児童（本市で戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条第1項に規定する期限までに出生の届出をされた乳幼児にあつては、その出生の日に本市で住民基本台帳に記録されたものとみなす。以下「乳幼児等」という。）」を「子ども」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（次条第1項において「入院等」という。）と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。

第4条第1項中「社会保険に」を「医療保険に」に、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）」を削り、同項ただし書中「児童」を「生徒」に改め、同条第2項第2号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第6条第1項中「乳幼児」を「児童等」に改める。

第7条第3項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改める。

第9条第1項中「乳幼児」を「児童等」に改め、同条第2項中「児童」を「生徒」に改める。

第10条第1項中「乳幼児」を「児童等」に改め、同条第2項中「乳幼児」を「児童等」に、「戸籍法」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）」に改める。

第11条及び第12条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第4号

藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

放課後児童会を平成26年9月から土曜日についても開設することに伴い、従来の利用に加えて土曜日にも利用する児童の保護者に対し、一定の負担を求めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童会条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童会条例（平成16年藤井寺市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の26」を「第21条の10」に改める。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第3条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月曜日から土曜日まで入会する場合 児童1人につき月額6,000円

(2) 月曜日から金曜日まで入会する場合 児童1人につき月額5,000円

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、最も負担金の額が高い児童（最も負担金の額が高い児童が2人以上のときは、そのうちの1人とする。）にあってはその額とし、その他の児童にあっては負担金の額の2分の1とする。

第6条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第7条第1項中「その翌日」を「これらの日の翌日」に改める。

第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成26年9月1日から施行する。

議案第5号

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり路線を認定、廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

1. 認定路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
沢田71号線	沢田2丁目1番16先 沢田2丁目1番14先	_____
国府45号線	国府2丁目430番5先 国府2丁目430番6先	_____
林72号線	林3丁目244番6先 林3丁目244番16先	_____
藤井寺50号線	藤井寺3丁目193番3先 藤井寺3丁目194番先	_____
林73号線	林1丁目171番4先 林1丁目171番15先	_____
林74号線	林1丁目171番4先 林1丁目171番4先	_____
林75号線	林1丁目171番16先 林1丁目171番16先	_____
沢田72号線	沢田2丁目267番8先 沢田2丁目267番6先	_____
沢田73号線	沢田2丁目267番8先 沢田2丁目267番9先	_____
岡32号線	岡1丁目1110番3先 岡1丁目1110番3先	_____
野中43号線	野中4丁目559番3先 野中4丁目560番2先	_____

野中44号線	野中4丁目592番9先 野中4丁目562番3先	_____
沢田74号線	沢田4丁目573番2先 沢田4丁目573番11先	_____
北條町26号線	北條町18番40先 北條町18番41先	_____
道明寺103号線	道明寺4丁目598番5先 道明寺4丁目599番先	_____
岡33号線	岡2丁目496番4先 岡2丁目496番5先	_____

2. 廃止路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
惣社14号線	惣社2丁目267番3先 惣社2丁目272番19先	_____

3. 変更路線

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
青山17号線	新	羽曳野市軽里1丁目114番8先 青山3丁目621番3先	_____
	旧	羽曳野市軽里1丁目114番8先 青山3丁目624番3先	_____
大井47号線	新	大井3丁目695番1先 大井3丁目708番1先	_____
	旧	大井3丁目695番1先 大井3丁目695番1先	_____

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定及び変更を行うものである。また、一般の交通の用に供する必要がなくなった市道路線について廃止するものである。

議案第6号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

福 村 尚 子

杉 本 優 子

提案理由

福村尚子氏は、現委員 西嶋洋太郎氏の平成26年3月31日辞職による後任として任命するものであり、杉本優子氏は、平成26年6月15日任期満了によるものである。

住所

[Redacted]

福 村 尚 子
[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

住所

杉 本 優 子
生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 18年 6月 藤井寺市教育委員会委員

同 22年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）

議案第7号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年2月28日提出

藤井寺市長 國下 和男

国 下 博

提案理由

平成26年6月3日任期満了によるものである。

住所

国 下 博
生

略 歴

[Redacted text block]

平成	8年	9月	藤井寺市公平委員会委員
同	10年	6月	藤井寺市公平委員会委員
同	14年	6月	藤井寺市公平委員会委員
同	18年	6月	藤井寺市公平委員会委員
同	22年	6月	藤井寺市公平委員会委員 (現在に至る)